

研究通信

No. 124

1981年6月刊
村落社会研究会
事務局

明治大学農学部
農村社会学研究室

川崎市多摩区生田 5158
(044) 911-8181

第二回研究会報告(地区研究会) および特別研究会報告

本年度の共通課題「農村計画——農村自治の課題の展開として」に向けて、第二回の研究会が関西地区と関東地区とで開催されました。

関西地区

五月九日(土) 京都府立勤労会館

橋本和幸(和歌山大学)

「明治末における農村計画——和歌山県を事例として——」

牛野 正(京都大学)

「現代における農村計画

——神出町と長尾町を事例として——」

出席者

橋本 和幸、牛野 正、岩崎 信彦、小山 陽一、

第三回研究会開催案内

今年度の共通課題に向けて、第三回の研究会を次のように開催いたしますので、ぜひ、ご参加下さい。

一、報告者 船橋晴俊氏(法政大学)

一、テーマ 「社会工学の諸問題」

一、日時 七月二三日(木) 午後二時より

一、場所 中央大学会館(国電、地下鉄、御茶の水

駅下車)

関東地区

五月十一日(月) 中央大学会館

青木志朗(東京工大)

「農村計画の諸問題」

出席者

皆川 勇一、大須 真治、高橋 正郎、島崎 稔、
青木 志郎、高橋 明善、長谷川昭彦、荒穂 豊、
櫻村 悦子、森河 興三

なお、特別研究会が次のように開催されました。

特別研究会

六月一三日(土) 中央大学会館

塩飽二郎(農水省農業構造改善局事業課長)

「農業構造改善事業と地域農業」

出席者

吉沢 四郎、高橋 正郎、柿崎 京一、マティン・イセリ
松田 苑子、池田 正敏、高山 隆子、高橋 明善、
安原 茂、柄澤 行雄、島崎 稔、高山 隆三、
若林 敬子、坂井 達朗、岩本 由輝、木下 謙治、
中野 卓、長谷川昭彦、荒縄 豊、黒崎八洲次良

関西地区研究会 (五月九日)

明治末における農村計画

— 和歌山県を事例として —

橋本和幸

1. はじめに

明治末「臥薪嘗胆」の日露戦争後すぐに原内務大臣は、地方長官会議で次の如く述べている。「日ソ戦後の経営を為すには各種の方

面に発展を促がすの必要あるや勿論なりと雖も、茲に最も注意すべきは経済問題にして、民間経済の発達は、戦後経営の主眼とする所なり」(『内務省史』第四卷、三五頁)。「戦後経営」と述べられている経済問題の実情は如何であったか。すでに日清戦争後にいて、河川法(一八九六)、小学校令改正(一九〇〇)、などによって地方財政への影響は甚大なものがあつたが、日露戦争後においても、「地方税制限に關スル法律」(一九〇八)による地方住民の負担増、改正小学校令(一九〇七)による就学年限の延長、伝染病予防法(一九〇五)による町村衛生費の急増、公共施設の整備による土木費の増大と、地方行財政の負担は増大の一途をたどり、それは結局地方住民へのしわよせを促すものであつた。たとえば、東牟婁郡にみる市町村税滞納額の割合は、一九〇四年が一二%であつたものが、一二年には二六%にまで増加している。滞納者数では、一二年に三五%に達している。すでに一九〇二年に那賀郡では訓令をだして、「町村税滞納督促条例に規定スヘキ標準」を定め、一九〇五年には同郡長は町村立小学校校長に「納税義務、觀念」を小学校児童に教授するよう訓示している。

この時期、いままし和歌山県下の事情を数字で示すなら、日高郡の職業別戸数は、農業では一九〇七年の六一%をピークに、それ以降減少し、工業は、一八九七年三%、一九一五年五%、商業は、九七年九%、一九〇七年一三%となっている。同郡での田畑自作地率は、自作地率がこの時期を谷底として減少してきているのに対して、小作地率は増加し四五%にまで達している。また社会的移動

としての本籍人口に対する出住者の割合は、和歌山県全体では、一九〇四年を百とした場合、一九一八年分で本籍人口は一一九、出住者は二二七、那賀郡では、本籍人口一五、出住者二六一、となり、とりわけ他府県出住者の増加(三三五)が目立っている。一般に指摘される都会熱、企業熱そして地方の疲弊という事情をここにみる事ができよう。いま一つの事実を示せば、日高郡における十町歩以上地主(寄生地主)の数においても、所有地においても、最大となっており(谷口恒一「日高地方の地主制」、『和歌山の研究』四、清文堂)、その意味で寄生地主制のピークを形成している時期を理解することができる。

明確な形で、Fur sich な形態はとらなくとも、地主同盟会、小作人組合の組織化の端緒をなす時期でもあり、大正後期からファシズム期にいたるプロセスとして位置づけることもできよう。

かくて、地主の寄生化にともなう農村支配秩序の動揺およびその再編成というダイナミックな社会構造の実態把握の材料を提供してくれる時期である。

2 地方改良運動と農村計画

基本的には明治中期から始まるとはいえ、一貫して農村計画の主たる内容をなしたものは、一つは町村長運動であり、二つは報徳社(会)の活動である。この二つの運動は、日露戦争後登場してくる地方改良運動の柱となった。また、この運動を全体として方向づけたものが一九〇八年の「戊申詔書」である。詔書発直後の地方長官

会議で、平田内務大臣は、次のように訓示している。「聖旨を奉体し、国運の発展を図るの途は、民力の涵養と風紀の振興とに在り。……即善行表彰の事業、模範職工、小作人の奨励、篤志家の懇談会、青年会、報徳会、其他経済矯風に関する講演等、各地の情状に応じて之を話用し利導して、勤勞の精神と協同輯睦の美風を涵養するに努められんことを望む。政府は、是等地方改善の事業に就ては、更に計画を尽し、務て便宜と助力とを与へんことを期す」(『内務省史』第四卷)。

那賀郡では、一九〇九年に郡長が町村長、公私立学校教員に対して、「戊申詔書普及方法」の訓示を發し、「上下心ヲ一ニシ」、「忠実業ニ服シ」、「勤儉産ヲ治メ」、「惟レ信惟レ義」、「醇厚俗ヲ為シ」、「草を去り実に就キ」、「荒怠相誠メ」、「自彊息マス」という各事項につき、きめ細かな指導を行っている。またこの訓示は、町村長は毎年「詔書下賜記念日」に「通俗談和会、同窓会、青年会、婦人会等ヲ開催セシメ、詔書ヲ奉体シ、御趣旨ヲ講話」すると同時に、学校教員もまた「学校式日ニ於テ、教育勸語ト共ニ、戊申詔書ヲ奉体」し、その他町村長は学校教員、神職僧侶、地方名望家と図つてその為の事業を行うことを極力勧めもいる。地方改良運動の一つの柱でもあった教育を媒介とする国家と地方一般民衆との結合の施策は、こうした普及方法を通じて理解することができる。

また和歌山県知事は、一九〇九年七月「地方民資ノ充実並活用ニ関スル奨励方左ノ通相定ム」とする訓令を郡・市役所、町村役場に出してゐる。その第二条に「本委員ハ勤儉貯蓄奨励委員ト称スルモ

ノトス」とあるように、これは、貯蓄の徹底を図ることを狙いとす
るものである。県内務部長が委員長になり、「郡市長及町村長へ、
郵便局長、警察官、学校職員、神務僧侶、地方有力者等ト協力シ、
勤儉力行、旨趣ヲ懸篤指示シ奨励」するよう明記している。同時に、
この訓令は、「地取改良ノ一端トシテ之ヲ行フモノ」であること、
さらに、「市町村是ノ中ニハ殆ント貯蓄奨励ノ一項ヲ加ヘサルナキ
モ、其実行ヲ挙ケサルモノアリ」とあるように、地方改良運動や市
町村是との関係を努めて意図している。あるいはこの時期、いくつ
かの町村では「勤儉貯蓄同盟」の整備・新設が図られ、規約の明文
化されているところもある。たとえば、有田郡烏屋城村では、村長
が委員長に、村会議員が委員に、そして幹事には貯蓄部長（各字の
長）が当り、相互勤儉および貯蓄を目的とする細かな取り決めを定
めている。

一九一〇年、那賀郡に郡地主会が設立されている。「地主对小作
人の関係、近時の趨向洵に寒心に堪へざるあり。……近来産米の漸
次粗悪に流るる傾向あるも畢竟兩者関係の円満ならざるに基因す。
所謂手作米なるものに比較的良米多くして小作米と云へば粗悪米な
りとの感を起さしむるに至りたる所以のものは、兩者関係の親密な
らざるを表明するものなり」（『和歌山県農會農事共進會報告』
一九一一年）。こうした背景のなかで、地主会は「本会に小作ヲ誘
掖指導シ米質改良増獲ヲ計リ、兼ネテ地方公共事業ノ振興ニ協力シ、
地主ノ本領ヲ發揮スルヲ以テ目的」とし、「各級農會ト氣脈ヲ通シ
歩調ヲ共ニスルコト」、「地主小作者ノ円満ヲ謀ルコト」、「小作

米品評會ヲ開設スルコト」、「勤儉貯蓄ヲ奨励シ殊ニ産業組合設立
ニ助力スルコト」等の実行を期すと同時に、他方郡農會は、小作人
保護奨励方法を定め、そのなかで小作人表彰規程を明文化している。
それは、「小作人ニシテ農事ノ改良ニ精勵シ以テ衆人ノ模範トナス
ヘキ本規程ニ依リ之ヲ表彰ス」るものであり、表彰されるべき者は、
次の各号の一に該当する者とされる。①小作人ニシテ地主ニ対シ平
素忠実ヲ尽シ農業ニ精勵シ品行方正ノ模範トナスニ足ルベキ者、②
共同苗代ヲ經營シ正条植ヲ為シ病虫害ノ駆除予防ニ尽力スル者、③
米質ノ撰採俵裝ノ法等郡地主會ノ所定ニ準拠シ常ニ上米ヲ地主ニ納
付スル者、④其他農事ノ改良進歩ニ精勵スル者。

これらいくつかの史料を通して、明治末における農村計画の事情
を推しはかることが可能であろう。

3 おわりに

最後に若干整理をしておこう。

① 「明治末」と設定する場合、それは、一応日露戦争後から大正
六年（一九一七）ぐらいまでを含むものと考えてよいだろう。たと
えば、地方改良運動のなかで強調された青年会組織の再編について
いえば、和歌山県では大正五年（一九一六年）県訓令で「青年会綱
領」を発表しているし、全国的にも一九一五年に内務・文部両省次
官通牒で「青年団体ノ設置ニ関スル標準」が示されている。また、
地主・小作関係についてみても、和歌山県で小作争議が生じるのは
大正六年からである。その意味で、「明治末における農村計画」と

いう場合、日本資本主義の展開過程と地主制的土地所有の矛盾の弥縫、その意味での農村における地主的支配秩序の再編という課題を設定することができよう。

② このように考えるなら、この時期は、地主の寄生化がピークをなす段階であり、そのことは、「農業における地主の機能喪失」

(高橋亀吉)が明確化してくる時期と捉えることもできよう。「徳義は日々農会を逸失し去り、和衷融合の優美なく……地主は小作人の膏血を吸はん」とし、小作人は地主を顧みず自己の懐を肥さんとし互に相譲らずして日に悲境に陥らんとし利益の衝突また衝突、然り地主と小作者の衝突は年一年其努力を強烈ならしむるやの觀あり……家族の習慣を養成する事、最も必要ならんか即ち換言すれば地主は親にして小作は子弟なりとせば、兩者の間に和氣相融合し、小作は地主に従順ならんとし、地主は小作を愛せんとするに至る」(小川芳太郎「地主及小作人ニ望ム」、『和歌山県農會報』第九号)。すなわち、高橋氏のいう「地主が農村社会の中堅をなしたわけは、彼らが常に率先して勤勉力行、農事の改良進歩の中心となってきたからである」(『明治大正農村経済の変遷』)という篤農家の地主は、寄生化することによつてもはやそうした機能を喪失していくわけで、そうした脈絡のなかで、地主同盟会の設立、郡農会による小作人表彰の施策を理解しておく必要がある。

③ こうした情況のなかで、村落秩序の担い手への関心は、急である。その場合、地主階級に地方におけるリーダーとしての自覚を捉えたことは当然である(もちろん、明治末における近代官僚制的支配

配の地方への浸透によつて、警察官、教員、その他の地域内におけるリーダーないし、サブ・リーダーが登場してきており、しばしば様々な協力関係によつて支配がおこなわれる)としても、それは「遊食階級」(高橋)としての寄生地主ではなく、耕作地主ないし自作上層農に村落秩序の具体的担い手を期待しているといえる。たとえば、日高郡東内原村での役職者の階層をみれば、それ以前において二ないし三町歩以上所有層からの出身が殆んどであるのに対して、明治後期には一町歩所有層にまで下つてきている(谷口恒一、前掲書)。また、それだけでなく、青年会等への関心の強さにみられるように、村落内サブ・リーダー層の育成も注目される。

④ 運動が、基盤の貧困化を前提として生じてきていることから明らかのように、地方改良運動は、しばしば「人づぐり」運動として、換言すれば「心構え」を強調する精神運動として推進されていくことも注意しておく必要があるだろう。その場合、「全体社会の下層に居る人方は、自分が能く働いて能く飯を食って、人の世話にならなければ、それが一番宜しいので其の士を望むと云うことは無理である。其の以上を望むならば非常なる間違ひが起るべき道理である」(横井時敏、『和歌山県農會報』第十三号、一九〇三)という指摘にみられるような模範的小作人の養成だけでなく、公徳心と勤勉に裏打ちされた「自発」的人間の養成に主眼がおかれている。そこでは、多くの場合、家族主義(有機体論)が利用される。

⑤ 最後に、こうした地方改良運動がかならずしもストリートに地方の隅々にまで浸透していったものではないことにも注意しておく

必要がある。地方改良運動の展開に際して、模範町村の表彰がいたるところで実行されているが、「所謂模範町村に於いては成程郵便貯金額は多く一見富裕の觀を呈せるもその町村民は却つて悲境に苦み、巡回図書館はあるも新聞雑誌の購読者は他町村に比して寧ろ少き有様にして善良なる寺院優美なる医師は固より彼等の有にあらざ……」（『和歌山新報』一九一一年一月八日付）というように、政策と現実の間には、非常なズレが生じていたことを理解する必要があるだろう。

現代における農村計画

— 神出町（神戸市垂水区）と長尾町（同北区）を事例として —

牛 野 正

I はじめに

「農業計画」に関する研究は農業土木、建築、農業経済、社会学等の各分野で行なわれているが、筆者は農業土木の立場から、筆者の力の及ぶ範囲内で、他の分野とも関連づけながら以下に述べることとする。

II 農村計画の概念

農村計画の概念については、既にいろいろところで定義されて

いるので、ここではⅢ節以下の記述との関係で、とりあえず必要な計画内容と計画範囲の2側面について交通整理をしておく。

計画内容については、④物的計画、⑤経済計画、⑥社会計画、行財政計画が考えられ、論者によって、④のみであったり、⑤⑥のみであったり、④⑤⑥の全てを想定している人があったり、この組合せは多岐にわたっている。又、計画範囲についても、②集落域、旧村域、⑥市町村域、⑦広域市町村域のそれぞれについての組合せが見られる。

本稿では④⑤⑥⑦の組合せを地区総合計画、④⑤⑥⑦⑧の組合せを市町村総合計画とし、主として前者の地区総合計画についてのべる。（詳しくは拙稿、「土地利用計画と総合計画」農村計画第十六号（一九七九）、「市町村総合計画と土地利用計画」農村計画第二二・二三号（一九八一）を参照されたい。）

III 農村計画の展開

市町村総合計画としての農村計画は、「市町村の基本構想」、「農業振興地域整備計画」（一九六九）から一般化するのに対して、地区総合計画は実質的には、「モデル・コミュニティ対策」（一九七二）や自治体レベルの「地域づくり」、「むらづくり運動」の中に先ず見られ、これらを受けた「地域農政特別対策事業」（一九七七）や「新農構」（一九七八）等において一般的に見られるようになる。両者はともに必要な計画であって、地区総合計画を抜きにして、市町村総合計画をいくら策定しても、具体的な土地利用規制の実効

性や総合計画の事業化は困難であり、必ず一定の限界が出てくる。両者の関係としては当然緊張関係が予測されるが、この緊張関係は必要なものであろう。

Ⅳ 農業土木学会農村計画研究部会における研究動向

略(当日のレディメ参照)

Ⅴ 建築学会農村計画委員会における研究動向

略(当日のレディメ参照)

Ⅵ 住民参加・住民主体・合意形成・住民自治……社会計画

N・V節の諸研究は物的計画に関するものが中心で、社会計画に関連したものは非常に少ない。その数少ない諸研究のうち、ほぼ共通している成果は社会計画(特に計画に対する合意形成)の必要性を述べていることである。

さらに発展的なものとしては、「地域住民が計画過程に主体的に参加することが大切であり、そこでは、分析論、計画論、運動論といったものが同時に進行し、住民・行政・農協・研究者などが、それぞれの立場で役割分担を果すことが必要である」という見解である。しかしながら、このような主張は原体験を必要とするためか、ごく少数である。第Ⅶ節にこの事例を示している。

Ⅶ 住民主体による地域づくり計画

(1) 事例 住民主体による地域づくり計画の事例としては飯豊町

(山形県)や亀田郷(新潟県)の事例もあるが、本稿では神戸市が昭和四八年度より、神出町・道場町・榎谷町・伊川谷町・長尾町・大沢町といった旧村単位に実施している「住民自らによる地域づくり」の中、筆者が直接関係した神出町・長尾町の事例について述べる。

(2) 神出町・長尾町の概要 神出町は西神地区、長尾町は北神地区に位置し、それぞれ人口(昭和五十年)八、〇九七人、二、一二四人、面積一、九八八ha、一、三〇七ha、集落数一九、七の「町」である。地区内には国道一七五号線・一七六号線がそれぞれ走っており、神出町の場合は、国道一七六号線のバイパス問題、国営農業用水幹線水路の配置問題が、長尾町の場合には、北神ニュータウンと六甲北有料道路等の建設問題が対外的には絡んでいる。

(3) 地域づくりの成果 神出町の場合、住民が主体的に調査をし、基本構想・基本計画を樹立し、さらに合意形成された基本計画に基づいて、実施計画をたて、圃場整備事業等の基幹事業から順次事業化しており、長尾町の場合も昭和五六年三月時点で合意形成された基本計画に基いて圃場整備事業の事業化を進めている。現在、農家の百多同意を得て、国・県等の交渉中である。

従って、両町とも管理計画の段階にまでは至っていないので、住民自治がどの程度まで行なわれているかは今後の動向を見守らねばならない。しかしながら現在までの計画プロセスの中で養われてきた住民自身の力量そのものは、住民自治に対しても大きな支えとな

ることは間違いないであろう。

(4) 神出方式の提案と適用 神出方式は神出町の地域づくりの原
体験に基いて方式化したもので、道場町以下の地域づくりにおいて
も、部分的にこの方式がとりいれられている。

しかしながら、本格的な神出方式の適用は長尾町においてであり、
さらに昨年度から進められている大沢町においても適用している。

(5) 神出方式の特色と3条件 神出方式の特色は「特別な地域リ
ーダーが存在しないところでも、行政・農協・コンサルタント等の
外部からの支援が適切に行なわれれば、計画過程で地域リーダーが
養成され、住民主体による地域づくり計画が一定程度可能になる」
ということである。この神出方式は地域リーダーが不在の状況下で、
コミュニティづくりが緊急の課題になっている今日の我国における
地域づくりに大きく寄与することができるものと考えている。

このような意義を持つ神出方式成立の三条件は、①推進体制、②
調査方法、③策定プロセスの三点に関して、それぞれ以下のような
内容を満たすことであろう。すなわち、

①については旧町村域で協議会（審議委員会と専門部会）をつく
り、地域づくり運動を全体的に推進していくとともに、各集落にも
ミニ協議会を設け、この集落での話し合いを基礎にして、町内全体の
計画にまで積み上げていくという二元体制が必要である。同時に外
部から支援していく行政・農協・コンサルタント等の支援体制も必
要である。

②の調査方法としては、地域のセルフ・サーベイと地域住民の意

識調査をほぼ並行的に実施し、これらを相互補完的にとりまとめ
て住民自身が総合的に地域問題を理解しやすいようにすることが必要
である。

③の策定プロセスとしては、一般の場合と同様に、基本構想、基
本計画、実施計画、事業計画、管理計画のプロセスを経ることにな
るが、この過程での調査結果の検討、基本構想の策定・検討、基本
計画の策定・検討等の際には、各集落のミニ協議会と町全体の協議
会で二元的に検討会を持つことが必要である。

(6) 神出方式適用上の留意点

①旧町村域レベルの推進体制としての地元協議会の活動状況は、④
旧村の規模の大小、⑤自治会の活動状況、⑥会長・部会長等の役員
の能力、④地域づくり活動に対する認識の程度等によって異なるう
が、今日の状況下ではその活動は必ずしも活発なものではなく、ま
た皮相的でさえある。

この旧町村域内の各集落を子細にみると、適切な地域リーダーがい
て、ミニ協議会の活動が順調に行なわれている集落はわずかで、多
くは活動不調な状況である。

そこで、この活動不調の集落に、地域づくりの必要性と、リーダ
ーや住民のそれぞれの役割分担とを認識させ、相互に信頼関係を持
たせるようにすることが必要で、そのためには行政・農協・コンサル
タント等の支援を受けた協議会が各集落に入り、隣接集落の動向等
を伝えるとともに、随時、「自己点検調査書」「基本構想」「基本
計画」等の展開手段を用いて、地域づくりの必要性や進め方・具体

化について、討議することが必要であろう。

② 支援体の中心は行政であり、神戸市農政局の場合、行政は組織づくりから事業化に至る地域づくりに対して三年間を目安として、計画化のための費用（コンサルタントの費用を含む）と専従職員の配備および関係する資料や情報の提供、さらに関連部局・機関との連絡調整をするなど、画期的な施策を全国に先がけて、昭和四八年より実施している。

その上、上述の活動をするために関係職員が情熱を持って過重な仕事を遂行している。このことの意義は非常に大きい。が、さらに注文をつければ、行政はこれらの関係職員に対して地域づくり計画に関する職員研修の実施や行政機構の整備・充実をはかっていく必要がある。何故ならば、地域づくり計画の内容とその遂行は行政職員の認識の深さと意志によって大きく左右されるものと思われるからである。

③ 行政から協議会活動の指導と活動結果のとりまとめ、および行政への提言等を依頼されたコンサルタントは、④地域づくり計画の進め方の方針、⑤地域づくり計画に関する資料収集、⑥「自己点検調査書」「基本構想」「基本計画」の作成、⑦協議会・ミニ協議会で⑧の説明等を試行錯誤的にしている。これらの体験に基いて、住民主体による地域づくり計画に関する総合的な技術とその関わり方を早急に確立する必要がある。

④⑤⑥に見てきたように、住民主体による地域づくりにおいて、行政・コンサルタントの果たしている役割は大きい。しかるに、地域

住民には、神出町・長尾町の調査過程や、神出町の基本計画段階のミニ協議会の運営、さらには長尾町の協議会の手による「基本構想」「基本計画」の執筆にみられるように相当のポテンシャルを持っている。

支援体の役割としては、本来住民が行なうことが望ましい仕事は、出来るだけ住民自身が行なえるように、住民の潜在的な能力を引き出していけるように配慮することが必要であろう。このことが、ひいては住民自治につながっていくものであると考えている。

⑤ 「自己点検調査書」「基本構想」「基本計画」の検討会には⑥⑦⑧のような意義が認められるので、是非とも協議会・ミニ協議会の双方でそれぞれの検討会を実施すべきである。又、「基本構想」「基本計画」の検討会の終了後には、第二回・第三回目のアンケート調査を実施することが望ましい。

⑥ 「自己点検調査書」は住民の潜在的な意識を顕在化し、地区環境のあらゆる問題点に関して問題意識を豊富化するとともに、共通の認識を深め、その地域の制約と可能性について総合的に理解し、同時に関係者相互の意志疎通をはかるのに役立つ。とともに、地域の事情に疎い支援者が地域問題を総合的に認識し、同時に住民と支援者の信頼関係をつくるために役立つのであるから、そのとりまとめに際しては、地域問題や住民意識を相互に有機的に関連づけ、地域の課題と基本方向を明らかにして、集落毎と町全体で体系的にとりまとめることが必要であろう。

⑦ 健全性と進歩性を確保した地域づくりをしていくための「基

本構想」の策定に際しては、地域で行なわれる開発や建設等の事態の進展が生み出すであろう矛盾の空間的なあらわれを的確に捉え、それらを評価し論議することが必要である。その上で、住民が将来に向かつてとらねばならない環境や地表の構成のさまざまな原則を空間的イメージによって承認し、より望ましい道を選択しようようにしなければならない。

この時点で、検討会とは別に「自己点検調査書」「基本構想」という二つのインパクトを与えたことに対する住民の反応をアンケート調査によって知ることが重要なことであり、その意義としては次の二点があげられる。すなわち、④基本計画図(案)の全住民による評価と地域づくり活動の周知徹底をはかるために役立つと同時に、⑤地域づくりに対する住民意識を数量的に把握し得る調査結果は、地域リーダーに基本計画段階における客観的な資料を提供することとなり、地域づくりを進めていく上において、大きな自信と自覚を与えることになる。

⑧「基本計画」はマスターの役目をはたす全体的な計画で、一般的には土地利用計画、人口配置計画、交通計画等の基本枠組を用いて必要な指示や規制をされるが、神戸市における住民主体による地域づくり計画の場合には、土地利用計画を主軸にしている。

この土地利用の決定に際して、各主体間において相反する利害関係が発生し、意志決定の対立が生じることが多いが、住民が主体となって、このような対立と矛盾を調整し、必要な事柄の事業化をはかっていくということが基本計画の大きな課題なのである。(詳

細は、拙稿「住民主体による地域づくり計画に関する研究(1)(2)(3)、日本都市計画学会学術研究発表会論文集(一九七八―一九八〇)を参照されたい。)

Ⅷ おわりに

神戸市における事例研究について拙文を述べてきたが、さらに事例の積重ねをし、住民主体による地域づくり計画のあり方について考えていくことにしている。大方の諸賢のご叱正とご教示を切にお願いする次第である。

△ 討 論 △

松本 町村は運動の出てくる時期が、和歌山ではずいぶん遅れるが、その理由は。

橋本 一般に、町村は運動は農会を通じて展開されていくのだが、和歌山では、県農会ができてから、郡農会・町村農会ができてまでにかなり時間がかかっている。そういうことが理由の一つだろう。

松本 町村は運動の実質的メリットは。

橋本 大体は技術的なもので、確かに生産力は伸びている。

長谷川 この当時の和歌山の村の状態はどんな様子か。村が、そういう運動を拒絶反応なしに受け入れたのかどうか。

橋本 確かに。地方改良運動の中で神社祭祀があったが、和歌山

では大へん強い拒絶反応が起っている。

松本 農村社会学が大正の初めくらいから出てくる。この頃の文献に、既に農村計画に触れる文章が出てくる。この辺の文章を検討・整理しておく必要がある。

ところで、牛野さんの農業土木学会での農村計画研究部会のような部会は一九六〇年末から七〇年代に作られている。それからは農村の生活改善とのかかわりでとり上げられていくようだ。それは、自治の延長上でとり上げられた農村計画とはどう違うのか。そういう点は問題にならないか。例えば、京都では「ろばた懇談会」(研究通信一一九)があるが、その中で農村改善のテーマのうち三分の二が生活改善だ。この「ろばた懇談会」も时期的には、農業土木学会で農村計画部会などがとり上げられていく時期と重なっている。社会教育とのからみでも農村計画が問題になってくる。

牛野 本質的には、その辺が問題であろう。建築学の方では農家住宅の改善がずっと行なわれてきたが、住宅だけでは生活改善にならないということで、地域全体の施設配置が問題になっていく。また住民参加の問題については、一九七〇年代末になって出てくるのだが、今のところ計画を作っても具体化しない。

長谷川 「農村計画」とか「村づくり」といった考えは、それぞれ時代の節にあたる時期に出てくる。またある時期ごとにおい

て村づくりの重点が移っている。牛野さんの神出村では、その村づくりの重点は何か。

牛野 神戸市の場合一九六九年から七三年頃、丸山地区での町づくり運動があり、それを受けて七三年頃から神戸市農政局が動き出している。神出では、最初は、これこれの事業があるからというのではなく、大へん漠然としたところから始まった。まず、「自己調査点検書」というのを作って、住民の意向を調べた。そこから出てきた計画課題を有機的に関連づけて、地域の中の優先計画をとり出していった。その中で、基幹的なもの、すなわち圃場整備事業を決定した。それに、他の様々な問題、例えば次三男の住宅問題といったようなものをつけ加えていった。

長谷川 特別の意図はなかったわけか。

牛野 なかった。この地区は明石からの街道すじにあって、わりに豊かで、ことさら何かしなくても、今のままで十分食っていけるし、兼業機会も多い。つまり片手間農業が多い。その中で、何かをするとか、農業投資を行なうとかのための合意形成はなかなかできない。今までのやり方では住民がウンと言わない。

長谷川 現代の農村では、地域農業ということが叫ばれはじめた。

地域農業を行なう場合に地域リーダーの役割が増してくるが、そのリーダーは、その地域で生活している役場の吏員や農協職員のようなテクノクラートが担うだろうと高橋正郎氏は指

摘している。

牛野 確かにテクノクラートの存在が出ており、重要な役割をはたしていると思う。しかし、一方では研究者がどのようなにかわって行くのかということも重要な問題となると思う。

松本 そういうリーダーの問題や、研究者のかかわり方という点を考えていく上で、「ろばた懇談会」の評価をもう一度しなさいといけないと思う。というのは、十年前にした「ろばた懇談会」から五年程たってから、成果というか、芽がでてくると思うのだが、どういう芽が出て、どうなっていくのかというようなフォーローがなされていないからだ。

長谷川 農村計画・地域開発の中で地域エゴが出てくると思うが。

牛野 ありますね。神出では、溜池の水利慣行が大へん強くて、それを調整しないといけない。しかし、この水利慣行の壁は大へん厚くて調整できない。慣行の壁は人の壁なわけで、こういう場合、計画は人づくりから始めないといけないし、具体的に計画を進めていくなかで、住民に力量をつけていくことが重要だと思う。

高木 ところで、橋本会員の明治と牛野さんの現代とのつながりだが、計画をどこが発議してくるのか。明治では国家であることは明らかだし、牛野さんの例でも、どうもやはり行政がやり始めている。それだけのニードがあったのではあろうが、やはり外からの働きかけがあり、その中で住民をひっぱっていくわけだ。これは運動論だが、こうしてひっぱっていった

後どうなるのだろうか。マクロには資本主義の展開に対して

農業生産部門を適応させていく啓蒙運動だが、こういうものは、いったい住民自治とか、住民主体と言えるのだろうか。

小山 高木会員に少しつけ加えるが、牛野さんの言うように、科学的計画を実践し、その中で住民の力量をつけていくという方向はあっただろう。しかし、現実的には、それは多分、集落レベルか旧村レベルまでのものでしかあり得ないだろう。そうであるなら、市町村レベルでは、どのような問題の投げ方をすれば、住民自治が十全に行なわれ得るのか。

橋本 和歌山では、青年団の動きを見ると、以前の若衆的なものではだめだ、村の間人ではなく、いつでも世の中に出ていける人間を作らなくてはいけない、と考え訴えるような開明的なリーダーが出ています。しかし、そういう人が出てきて運動

していながら、それが集団としての運動につながっていかない。こうしたリーダーが、自発性を持って住民に呼びかけ、運動を続けていくうちにポシャって行く。そういう意味で、自発性につきずされていく時代として明治を見る。

高木 しかし、そういう自発性は、けっして長つづきしない。自発性という言葉のもとに住民を動かしていくけれど、すぐにポシャってしまう。

牛野 たしかに、やり方によっては昭和七年の農山漁村更生計画のようになっていく危険性はある。そういう意味からも、住民の力量をどのようにつけていくかが問題となる。神出と

のかかわりで言えば園場整備事業などの進んでいくなかで、社会構造も大きく変り、住民は少しづつ力量をつけてきたように実感している。また広域計画の問題に触れておくと、広域レベルの計画と集落レベルの計画を推めていく過程で、かならず大へん強い緊張関係が起り、その調整をしていくなかで住民参加の可能性が出てくる。そういう参加が主体的に行なわれていくことによって住民の力量でついていくだろうと思う。

関東地区研究会（五月十一日）

農村計画の諸問題

青木志郎（東工大）

日本の場合、都市計画あるいは農村計画といった地域計画は行政的な指導または行政的管理のもとで行われた点は大きな特徴である。昭和五〇年農政審議会の中に農村整備問題の分科会ができて、初めて農村計画的なものについての行政的な位置づけができたように思う。「島崎一男編著「八〇年代の農村計画——農政審議会答申解説資料」創造書房」

また農水省のなかには、都市計画法に対比した形で農村計画法をつくるという考え方があつた。都市計画があまり社会的な見方をし

ていないゆえに、農村計画を都市計画と同じレベルで考えることは問題を残すと思う。

農村計画とは何か。渡辺兵力、北村貞太郎（京大農業工木）、森野一行（教育大農業施設）、浦良一（明大建築）などの諸先生の概念規定があるが、私（青木）は藤本氏とともに「農村計画は国土の体系に属する一つの領域であり、農林業を主産業とする地域において地方自治体（計画主体）が農林業的土地利用を中軸とした当該地域の自然的環境・社会的環境・物財的環境の相互矛盾および内部矛盾の克服とそれらの有機的結合を通して、住民の生活の安定と向上を計るための地域認識と実践の発展的永続的過程そのものである」と規定する。ここでは空間的領域、計画主体、計画の内容、計画目的が問題となってくる。

まず、計画領域をどこにおくか。それには農林漁業を主産業とする地域が含まれるが、大都市やその近郊以外の人口三万以下の都市は農村的性格をもっていると考えられる。私は農村計画の原点的な領域として集落計画を重んずべきだと考えるが、計画の主軸ないしは中心としては行政的市町村よりはむしろ旧村約領域を考えるべきだと思ふ。というのは旧村領域は、生産と生活を含めた外出調査によれば、生活領域と考えられるからである。さらにもう一つの理由は、住民がみずから計画する計画主体という面からみると、住民が主体的にとり組みうるのは旧村領域だからである。また農村空間の計画は土地利用計画と関連するが、土地利用を主体的に計画できるのは旧村領域である。さらに、公益と私益とに対して共益という観点

を提起するならば、例えば水を守るといふように、共益的なもので結集して一つのエネルギーとなりうるものは集落にあるが、その共益的なものを拡大しうる範囲は旧村範囲までであると考えられる。

以上のように、農村計画の計画領域は行政市町村ではなくて旧村的領域で考えていくべきである。しかし、もちろんそれは完結的領域ではなく、DID都市を含んだ広域市町村計画あるいは定住圏といわれる領域まで旧村領域をつみ重ねて点と線の関係で結びつけていくことができる。

つぎに、人間関係、社会関係について。

地域計画（都市計画を含めて）には経済計画、社会計画、物財計画がある。物財計画（空間計画）は経済計画・社会計画の投影として行われる計画である。その結果できた空間計画が逆に経済計画・社会計画を規制していくこともある。かくて、これらを三位一体として計画することが必要である。

農村計画は人づくりだとか豊かな地域社会づくりだといわれるが、望ましい人、望ましい地域計画とは何か。私は、落伍者のいない、一人一人の生活が豊かな地域社会であり、連帯感をもった人々をつくっていくべきだと考えているのであるが、社会学の見地から農村地域の理想像を提起していただければ、非常に有難い。

次に自治の問題。

私は、計画主体となるべき地方自治体は単なる末端組織でなく、ときの政府と対立したものと考える。住民が自らの生活空間を計画するのは権利であり、義務であると考える。しかし、わが国の場合、

あまり管理に馴れてしまつて計画に主体的に参画することは非常に難しい。一九一九（大正八）年都市計画法、市街地建築物法（のちの建築規準法）が制定されたが、これらは国が計画し、地方が実施し、住民が金を出すと云う性格をもっていた。一九六八年の新都市計画法も、権限は県知事や自治体に移譲しているが、実質的な官僚の管理という性格は変わっていない。一九五〇年六月、都市計画法改正基本要綱案中間報告が出された。これは大変進んだ考え方だと思ふが、残念ながら立ち切れなかった。

最近、地区計画制度という新しい空間計画に関するものが出てきている。住民の計画能力は問題であるが、今からの農村計画は、住民が自らの農村の将来の方向を認識し、いかにとりくんでいくかが必要である。行政と住民と専門家（Planner）とが一体となつて計画を進めていくことが大切である。

住民の主体的な計画参加の事例として、私案「椿講」——山形県飯出町椿地区——四カ村が合併した一つの旧村地区をとりあげたい。ここにおけるテーマは「住民が計画に主体的に参加するにはどうしたらよいか」であり、地区の現状をアンケートとスライド（夏と冬五〇〇枚）、基礎資料などをみながら住民が自分の住んでいるところを点検する集りである。「参考、青木志郎「椿講——コミュニティ・ワークショップの記録——、山形県飯豊町、東京工業大学青木研究室十字都宮大学藤本研究室、一九八〇」

特別研究会（六月十三日）

農業構造改善事業と地域農業

塩飽 二郎

I 農基法制定と構造政策

農政の基本目標は他産業との格差是正であり、農業経営規模の拡大、農地の集団化、経営の近代化などによって、自立経営の育成と協業の助長を進めてゆくことである。構造改善のための必要な施策として、農地の流動化、土地基盤の整備、資本整備、資本整備の充実、優秀な農業従事者の確保、技術の向上などに努める。

II 基本法施策

第一次構の発足（昭三六）、農地法および農協法の改正（昭三七）、農林漁業経営構造改善資金制度の発足（昭三八）といった施策が講じられ、構造改善が進むような基礎的な条件整備が主眼に置かれた。

III 構造政策の基本方針

○ 「農地管理事業団法案」衆議院通過（昭四〇）、参議院未了（昭四一）

○ 構造政策の基本方針（昭四二）八 MAF決定

〈特徴〉 農業生産維持増大の中核として、また農業と他産業の格差是正の主導力として、生産性が高く農業によって相当の生活水

準を維持し得るような、自立経営の育成に資するような施策を強化し、農業構造の改善を推進することが強く要請されるとしている。このように農業生産の中核的な担い手としての自立経営というような考え方が登場している。

また、兼業農家について、兼業農家を含め、地域的配慮をしながら、たとえば協業等、集団的生産組織を育成助長する等の施策を工夫する必要があると、兼業農家問題にふれていることも、この「基本方針」の特徴である。

○ 「構造政策の基本方針」の下での具体的施策

(1) 農地の流通化——農地法・農協法の改正（昭四五）

① 農地等の権利取得について最高面積制限の廃止と下限面積の引き上げ

② 農業生産法人の要件緩和（農協法の改正では農事組合法人の要件緩和が行われており、ともに協業経営の助長に資する）

③ 借地による流通化に資するための貸借に関する規制の緩和（離農離村者に対する小作地所有制限の緩和、合意解約、十年以上の定期貸借にかかわる更新拒絶等について許可不要、統制小作料の廃止など）

④ 農地の流動化等のための新制度（農協の農業経営受託事業、農地保有合理化促進事業、草地利用権）

(2) 総合資金制度の創設（昭四三）

農林公庫法の改正により、自立経営及びこれに準ずる法人農業経営を目標として農地等の改良造成、農地等の取得、農業施設の

取得、果樹の植栽育成、家畜の導入等に必要な資金を一括貸し付ける。

(3) 農業者年金制度の創設（昭四五）

本制度は、農業経営の移譲の促進という構造政策上の要請と農業経営主の老後生活の安定という要請との双方に応える制度として仕組まれている。

その加入資格者を一定面積以上の農地等についての耕作等の権利を有する者としてとらえ、また、経営移譲年金の受給資格を認める「経営移譲」とは、農地等の耕作等の権利を農業後継者または、第三者に移転することによって、経営主の若返りまたは、経営規模の拡大をもたらすものとされていることから、農地等の権利の移転に直接結びついている制度といえることができる。

(4) 第二次農業構造改善事業（昭四四年度～昭五三年度）

「ねらい」 自立経営等規模の大きく生産性の高い農業経営を育成し、それらの経営が地域農業の中核的な地位を占める農業構造の実現を図ることを究極の目標とする。

「対象地域」 おおむね大宇程度の区域（実施は一地区平均二七五戸）を計画区域として指定し、全国二、二五〇地区を目標として実施する。

「一地域の補助期間」 四ヶ年

「一地域平均事業規模」 補助事業三億円（五〇年度以降四億円）、

単独融資事業一億円（五〇年度以降一・三億円）

「総事業規模」 補助事業費八、二二八億円、国庫補助金枠四、

一一〇億円、公庫資金貸付事業費（単融）一、四九二億円

(5) 「構造政策の基本方針」に基づいて講じられたその他の施策

○ 「農業振興地域の整備に関する法律（農振法）」の制定（昭

四六）

○ 「農村地域工業導入促進法」の制定（昭四六）

農振法の制定は、従来の農業構造改善事業にあらわれているような、地域における農業構造改善の総合的計画的な推進という考え方を明確に打ち出す契機となった。

IV 地域主義

「総合食糧政策の展開」（昭五〇年八月農林省決定）のように、五〇年代にかけて農業生産の中核的担い手の育成確保、あるいは中核農家の育成という政策目標がかかげられた。

このための構造政策としては、地域農政特別対策事業（昭五二）発足）、農用地利用増進事業制度の発足（昭五〇年農振法改正）、新農業構造改善事業の発足（昭五二）年度）がある。

(1) 農用地利用増進事業

この事業は、借地による農地流動化によって農用地の有効利用と、経営規模の拡大を促進することを目的とする事業で、制度発足当時は、農振法の農用地区域内の農用地を対象に利用権の設定を行うものであったが、昭和五五年五月に成立した農用地利用増進法により、大巾に拡充強化された。

すなわち、新しい農用地利用増進法に基づく事業は、

① 農用地等の権利移動を円滑に進める利用権設定等促進事業

(従来の農用地利用増進事業に比べ、実施地域、対象となる土地、権利の受け手が大幅に拡大された。)

② 集落、大字等一定の地縁的なまとまりをもった地域内において、集落機能の活用等を通じて関係農業者等の合意を形成し、

作付地の集団化や農作業の効率化、さらには農用地の利用関係の改善を進める「農用地利用改善事業」が新設された。

③ また、農業経営の実質的な規模拡大を進め、地域の農業の生産性の向上を図るため、個々の農家の事情や作目の特性に応じて、農地の権利移動の段階に至らない農作業の受委託を促進する「農作業受委託促進事業」が新設された。

なお、五四年度から農用地高度利用促進事業が発足し、これによって農用地流動化推進員の設置及び農用地流動化奨励金の交付が行われるようになった。

(2) 新農業構造改善事業の発足 (昭五三年度)

〈目標〉 この事業は、ひとことにしていえば農村地域の構造改善事業として仕組まれており、地域内の広範な農家層の

包摂した農業の組織化を通じて、農業生産の担い手の育成確保、農用地の利用管理の適正化および地域農業の複合化を図り、高度で安定的な農業生産力を有する地域を整備し、あわせて環境条件の整備を図る。

〈対象地域〉 (前期五ヶ年) 一、八九〇地区再編(二、三集落

の範囲) 一、二五〇地区、農村地域(おおむね旧町村の範囲) 一六〇〇地域、広域(原則として市町村の区域をこえる広域)と特別地区(大規模農用地開発区域)とで四〇地区

〈実施期間〉 計画地区区域指定 一五三〇五七年度、事業着手年度 一五三〇五八年度、完了年度 一六二年度

〈一地域の補助期間〉 地区再編 一三ヶ年、農村地域 一五ヶ年、広域 一二ヶ年(三ヶ年)、特定地区 一五ヶ年

〈一地域平均事業規模〉 地区再編 補助事業三億円・単独融資事業一億円、農村地域 補助十億円・単独四億円、広域 補助三億円、特定地区 補助一三億円・単融五億円

〈補助対象事業〉 農業組織化の促進のための構造改善推進事業(新設)、土地基盤整備、農業近代化施設整備、集落環境施設整備

〈補助率〉 一地区(地域)平均五割、集団農区整備の面的工事は五五%

〈総事業規模〉 補助事業費一兆円、単独融資事業費約三五〇〇億円

〈特色〉 新農構は、国民食糧の安定供給、国土の保全等農業に対する国民の立場から求められる「公益」と農業者個々の立場から求める「私益」とを「地域」という場の自律性によって調整し、「共益」を実現するという理念に立

っている。

このため、新農構（とくに地区再編事業）においては、地区内の農用地について不作付地や荒し作りの解消や防止、裏作の導入、合理的な作付体系などを組織的に推進する方法を「作付・栽培協定」にとりまとめ、その実践を通じ、それぞれの地域の特色性格に応じた合理的な土地利用体系の下で転作作目が農業経営に定着し、地域農業の再編を積極的に図ることとしている。

ここには、地域主義といわれる地域単位の農業構造改進黨の考え方があらわれており、また、前記の地域農政特別対策事業に端を発した、地域における協議、調整、および推進の活動を重視する傾向も注目すべきものである。さらに、構造改善事業により、農業生産の中核的担手への農地利用の集積とならんで、不作付地の解消等、農用地の高度利用、農業の複合化などを進めることとしている点も、地域における農用地の利用管理の適正化という考え方のあらわれとみる事ができよう。

V 集落機能の活性化

新農構の作付・栽培協定の締結と実践の手法さらには農用地利用増進法で集落、地域の団体について規定し、この団体に農用地利用規程に基づいて、作付地の集団化、農作業の共同化、利用権の設定の促進などを行なうことは過去における構造政策の盲点を埋めるこ

とに役立つ。

農協法の制定時に、農林省は部落農業団体を市町村農協の下部組織とし、これにかなり生産協同体的な色彩を与えようとした。しかし総司令部の反対で撤回した。それ以来集落の軽視が続いた。

戦前の歴史は逆であった。部落小組合、部落実行組合などの育成は、農林省及び府県の農政として明治中期とくに大正中期から一貫して重視され、昭和農業恐慌下の経済更生運動においては、自力更生の基盤とされ、簡易法人化の道がひらかれた。

戦後、集落の評価は変わった。集落こそ古き農村の象徴であり、地主制の基盤であるといわれ、集落のしがらみから農民を解放することが進歩だといわれた。農民の個人意識がまた充分に確立していなかったことから、或る意味で合理性をもつ主張であったが、集落の性格機能について偏った理解であった。基本法農政以降も農政としては集落について理解が不十分で、構造政策としてそれを活用することができなかった。

構造政策を集落に据えて考えるようになったのは昭和四〇年代後半からであるが、五二年の地域特対、五三年の新農構にもその傾向がつよい。

昨年十月末に農政審議会から「八〇年代の農政の基本方向」と題して、内閣総理大臣に対して答申が行われた。

八一年度第二九回大会案内

八一年度第二九回大会は研究通信一二三号で、すでにお知らせしましたように日光で開かれますが、この時期に日本社会学会（十月十・十一日）・アジア社会学会（十月十一・十二・十三日）が東京で開催を予定されており、本会員がこの会に相当参加されることとが判り、去る六月十三日の運営委員会において、本年度大会期日を次の如く変更することに決定しましたので、ご承知願います。

一、日程 十月十四日（水）・十五日（木）

一、大会会場および宿舎

日光市葛蒲ヶ浜二、一八五

幸ノ湖荘〔地方職員共済組合施設・日光保養所〕

TEL ○二八八―五〇一―一六

一、交通 東武日光駅よりバス湯本温泉行にて竜頭の滝下車

なお、大会への参加の有無については同封のハガキに所要事項を御記入の上、また同封の振替用紙にて一泊一、〇〇〇円の割で宿泊希望日数分の予約金をお送り下さい。

不明の点がございましたら、宇都宮大学の柿崎京一会員に御照会下さい。

連絡先 東京都杉並区下井草一―二五―一

TEL ○三―三九九―〇七六三 柿崎京一会員

または

321 宇都宮市峰町三五〇 宇都宮大学教育学部社会学研究室

TEL ○二八六―三六一―一五一五 (内)二八〇

大会報告者の公募

一、共通課題「農村計画——農村自治の課題の展開として」の報告

二、自由課題報告

右について、希望がございましたら、同封のハガキにて七月十八日までに村研事務局までお申込み下さい。

運営・宿題合同委員会報告

一、六月十三日（土）午後五時より、中央大学会館にて

一、出席委員 吉沢四郎、高橋正郎、黒崎八洲次良、柿崎京一、高橋明善、安原茂、島崎稔、高山隆三、中野卓、坂井達朗、岩本由輝、木下謙治、長谷川昭彦

一、議題

① 会計中間報告

② 三〇回大会記念事業について

次回に再検討

③ 二九回大会について

(1) 第三回アジア社会学会議のため一日ずらし、十月十四・十五日とする。

(2) 大会参加の有無および共通課題および自由研究の報告を公募する。メ切りは七月十八日とする。

④ 第三回研究会を七月二二日に東京で開催する。

⑤ 運営・宿題合同委員会を七月二二日に研究会終了後開催する。

⑥ 年報編集委員会報告

次号は順調に進んでいる。

売れ行きが下がってきたので、大会前に予約をとりたい。

⑦ 蒲生正男会員の死亡につき、謹んで御冥福を祈る。

蒲生正男会員の急逝を悼む

蒲生正男会員は六月二日心筋こうそくのため急逝されました。蒲生会員は明治大学政治経済学部の教授として文化人類学を担当され、本会の年報にも研究動向を執筆されたこともあります。謹んで哀悼の意を表します。

会員動向

〔住所、所属変更〕

- 松村 和 則 宮城県工業高等専門学校
981-12 宮城県名取市名取が丘一―五―二一
TEL 〇二二三八―四―五四五三
- 黒柳 晴 夫 愛知学院大学
440 豊橋市東田町字井原四三
TEL 〇五三二―六二―五〇四一
- 森川 辰 夫 東北農試
020-1 盛岡市下野川字赤平四、東北農試宿舎
TEL 〇一九六―四一―三六一〇 RC 4―25
- 三谷 鉄 夫 北海道大学
001 札幌市北区屯田三条五丁目一番五号
TEL 〇一一―七七―一一二二七五
- 大和田道子 (旧姓梶川)
980 仙台市川内大工町三五
- 上 田 喜三郎 154 世田谷区三軒茶屋一―三三―二〇―二〇三三
- 古川 彰 京都大学
606 京都市左京区岩倉三宅町二四七
TEL 〇七五―七八―一八三九六
- 佐々木 衛 山口大学
753 山口市湯田温泉六丁目八―二九―四〇二
TEL 〇八三九―二三―三三三九二

〔死 亡〕

- 坂井 達 朗 慶応義塾大学文学部
167 東京都杉並区今川三―二―一五
TEL 〇三―三九九―八二三三五
- 青木 辰 司 秋田県立農業短大
011 秋田市寺内鞆ノ木一四〇
TEL 〇一八八―四六―八〇六二 星野マンション二〇五号
- 松岡 昌 則 秋田大学
010 秋田市大住一丁目一〇番
公務員宿舎一―一〇五
- 高木 正 朗 立命館大学産業社会学部
616 京都市右京区花園鷹司町一―一八―二〇二
TEL 〇七五―四六―四一四一九四
- 久保 良 雄 東北農試
020-1 盛岡市下野川赤平四
- 橋本 恵 次 中国農試
721 福山市西深津町 中国農試宿舎
- 内田 博 栄 栃木県立郷土資料館
321 宇都宮市峰町二番地
- 蒲生 正 男

(住所・所属・電話等を変更した場合には、変更届をただちに事務局に提出して下さい。)